

第51回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 令和元年 11 月 18 日（月） 午後 4 時 00 分～午後 5 時 15 分
- 2 場 所 長野県庁 本庁舎 8 階 審問あっせん室
- 3 出席者
（委 員） 中村会長、岩井委員、中畠委員、松江委員、宮原委員
（事務局） 神事課長、山田課長補佐、荻原担当係長、水越主事、荻原主事
- 4 議 題
（1） 意見聴取案件について
（2） その他
- 5 経 過
（1） 11 月 7 日（木） 各委員へ事務局から意見聴取案件資料を事前送付
（2） 11 月 18 日（月） 審議会の開催（別紙のとおり）
（3） 11 月 20 日（水） 意見聴取案件の審議結果を実施機関へ通知

会 長： 第51回個人情報保護運営審議会を開催します。今回は49件の聴取案件を審議いたします。まず、案件一覧表1ページ番号113番の「総合政策課」の案件から番号118番の「資源循環推進課」の案件まで、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： （説明 番号113～118番）

会 長： いかがですか。何かご意見ご質問ございますか。

委 員： （意見、質問なし）

会 長： 続いて、案件一覧表1ページ番号119番の「こども・家庭課」の案件から番号125番の「障がい者支援課」の案件まで、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： （説明 番号119～125番）

会 長： 何かご意見ご質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委 員： （意見、質問なし）

会 長： 引き続き、案件2ページ番号126番の「営業局」の案件から番号133番の「長野県立大学」の案件まで事務局から説明をお願いします。

事 務 局： （説明 番号126～133番）

会 長： 番号126番から番号133番までいかがでしょうか。ご意見ご質問ございませんか。

委 員： （意見、質問なし）

会 長： 続いて、案件2ページ番号134番「農村振興課」の案件から番号150番の「技術管理室」の案件まで事務局から説明をお願いします。

事 務 局： （説明 番号134～150番）

会 長： 番号134番から番号150番まで何かご意見ご質問ございますか。

委員： 138 番から 144 番のところ、登録簿作成漏れによるものが何件か出てきていますが、これまでも登録簿の作成漏れが出てきておりました。漏れているかどうかは、他からの監査で指摘されているのか、自分達で気がついて、新たに登録しているパターンが多いのかどちらなのでしょう。

また、登録簿自体の重要度としては、少しぐらい漏れていても特に問題ないものなのかどうか教えてください。

事務局： 登録簿漏れに気づく端緒としては、当課で毎年開催している研修で登録簿に触れる中で、登録簿を作成していなかったことに気づいて、出されるケースが大半かと考えております。また、例年、個人情報保護週間を設けており、県の個人情報の取扱いや個人情報取扱事務登録簿の作成漏れがないかをチェックする項目がありまして、それをきっかけに登録簿の作成について相談がきて、登録簿を作成するという場合もございます。

登録簿の位置づけですけれども、個人情報保護条例第 3 条に個人情報取扱事務登録簿作成及び閲覧に関する規定がありまして、あらかじめ、個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供さなければならないこととなっております。条例上は事務を始める前に、個人情報の取扱いについて、登録簿をあらかじめ作成し、審議会で意見を聞かなければならない規定になっており、条例上はやむをえない理由がない限りは、事前に登録簿を作成するという規定になっておりますので、ここについては研修でも強く言っているところです。

委員： はい、ありがとうございました。

会長： 他いかがでしょうか。よろしいですか。

委員： （意見、質問なし）

会長： 続いて、案件一覧表 4 ページ番号 151 番の「監察課」の案件から、番号 159 番の「運転免許本部東北信運転免許課」まで、事務局から説明をお願いします。

事務局： （説明 番号 151～159 番）

会長： 番号 151 番から番号 159 番まで何かご意見ご質問ございますか。よろしいですか。

委員：（意見、質問なし）

会長： 続いて、本日配布の追加資料、新規意見聴取案件追加分の番号 160 番と番号 161 番の「保健・疾病対策課」の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局：（説明 番号 160～161 番）

会長： 追加案件番号 160 番、番号 161 番について、いかがでしょうか。何かご意見ご質問ございますか。よろしいですか。

委員：（意見、質問なし）

会長： 本日の意見聴取案件の審議は全て終了いたしました。特にご意見ないということによろしゅうございますか。

委員：（意見、質問なし）

会長： それでは、全案件について適当という意見にさせていただきたいと思いません。

会長： 続きまして、議事録の確認を行います。前回第 50 回の議事録を委員の方々に事務局から送付させていただいております。記載内容につきまして、事務局から説明があるとのことですので、説明をお願いします。

事務局： 本日お配りした第 50 回個人情報保護運営審議会会議録の 5 ページをご覧ください。議事録については、概要版・逐語版ともに確認いただいたところですが、逐語版の中で、事務局側の説明に誤りがある部分がありました。具体的には網掛けをしてある部分で、規則について委員から、県の条例では、規則が法令等に当たるかどうかとのご質問いただいた際に、事務局の方で、「県の規則も含まれる」と発言をしておりますが、解釈及び運用基準の 27 ページに、本人収集の原則に対する例外として、「法令又は条例とは、法律政令省令又は国の機関が定めた命令及び条例をいうものであり、県の規則等は含まない」と明確に記載されております。議事録の 5 ページでは県の規則が含まれると説明しておりますので、誤った発言については、委員の皆さまの了承をいただいた後、議事録から削除させていただきたいと思えます。

また、議事録のこの部分は「規則は法令にあたるか」というご質問に関連するものでしたが、規則が法令等にあたるかどうかについて、事務局で改めて確認したところ、委員会が制定する規則は命令に該当することから、国家公安委員会規則についても、命令に該当し、個人情報保護条例に規定される法令等に該当すると確認したところです。なお、国の規則が法令等に含まれることについて、会長から条例の解釈及び運用基準にも記載しておいた方が分かりやすいのではないかと、ご意見をいただいたところでもありますので、解釈及び運用基準の全体を見直し修正する時点で、こちらも反映してより分かりやすい書きぶりトさせていただきますと思います。事務局からは以上です。

会 長： 訂正をした上でこの内容で議事録確定ということによろしいですか。

委 員： （意見、質問なし）

会 長： では、そういうかたちでさせていただきますと思います。

会 長： 続きまして、次回の審議会の日程についてお諮りしたいと思いますので事務局の方からご説明お願いいたします。

事 務 局： （日程調整）

会 長： 以上で、本日の個人情報保護運営審議会は終了といたします。